平成２７年（フ）第１２７５号
札幌市東区北28条東20丁目３番18―201号
債務者　上月　理江
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８３号
札幌市北区新琴似６条16丁目７番29号
債務者　柴田　千鶴（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９０号
北海道江別市野幌町21番地の12　クレソンＦ102
債務者　阿部　正美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２９号
札幌市東区北27条東20丁目３番12号　ウェルリー元町205号
債務者　工藤　聖一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
栃木県那須塩原市豊浦10番地568、住民票上の住所栃木県那須塩原市黒磯505番地　県営黒磯住宅７―34号
債務者　相田　麻衣（旧姓鶴野）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２５３号
静岡県駿東郡長泉町上長窪81番地の１　屋代住宅４棟412号
債務者　荒瀬　初恵
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
三重県松阪市稲木町1059―９、住民票上の住所三重県多気郡多気町四疋田1157番地４
債務者　藤井登紀子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字七日市456番地―201号
債務者　岡田　正親
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
堺市堺区海山町４丁173番地29、前住所三重県鈴鹿市住吉町8224番地　住吉寮Ｃ棟414号室
債務者　渡辺　鉄平
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３０号
堺市東区白鷺町２丁11番20―101号
債務者　古濱　孝夫
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３１号
堺市東区白鷺町２丁11番20―101号
債務者　古濱久美子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
堺市北区百舌鳥本町１丁63番地
債務者　水口　晴美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
大阪府富田林市錦織東３丁目４番18号、住民票上の住所大阪府富田林市津々山台２丁目２番16号
債務者　田形　　京
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９９号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地１　小西文化20号
債務者　**德**永麻里加
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２２号
堺市北区百舌鳥梅町１丁268番地１　Ｉ号、前住所奈良県吉野郡天川村大字洞川919番地
債務者　山口　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３２号
大阪府松原市天美南１丁目227番地の５
債務者　髙島未知子（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
北海道室蘭市、住民票上の住所北海道苫小牧市拓勇西町５丁目15番12号　ポラリス103号（住民票上の前住所　北海道苫小牧市美原町１丁目４番８号　パールヴィラ102号）
債務者　小又絵梨子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係